公立図書館児童サービス調査

よくあるご質問（FAQ）　　　2025.7.15.

日本図書館協会児童青少年委員会では現在、公立図書館の児童サービス実態調査を実施しています。各地から問い合わせをいただいていますので、今後、回答される方の参考にFAQ（よくあるご質問）作成しました。

＜ご質問＞

調査対象図書館はどこですか？

＜お答え＞

お送りした市区町村立図書館調査票の「0　回答前に、図書館名をお選びください。」のプルダウンの回答欄を開くと該当する図書館が出てきます。この一覧が調査対象館です。なお、今回の調査は、公立図書館を調査対象としているため私立図書館は除きます。

＜ご質問＞

2024年度開設された新しい図書館は、プルダウンに出てきません。どうすればよいですか？

＜お答え＞

2024度開館した図書館は、プルダウンに表示されませんが調査対象です。回答にあたりましては、図書館コードはこちらで記入するようにいたしますので空欄で結構です。どこの図書館か分かるように「ファイル名：〇〇図書館　児童調査票」と、送付の際、件名に「〇〇図書館児童調査回答」として回答ください。

＜ご質問＞

回答は各図書館から送ればよいですか？

＜お答え＞

依頼文では、各図書館から児童青少年委員会調査担当にお送りください、お願いしていますが、中心館から分館を含めて回答頂いても構いません。

＜ご質問＞

１０年前に回答した調査票をご送付いただくことは可能でしょうか？

＜お答え＞

　　　前回行われました2015年調査では、紙ベースで回答頂いております。大変、申し訳ありませんが集計後、廃棄処分をしております。前回の報告書『公立図書館児童サービス実態調査報告　2015』（日本図書館協会刊　2019）では、館名等は公表しておりません。今回も同じよう形式の予定です。図書館ごとに比較は行っていませんので現状をご回答ください。

＜ご質問＞

児童コーナーの面積はどう捉えればよいですか？また、畳のスペースがある場合はどうしますか？

＜お答え＞

児童室（コーナー）の面積は、おおよその概数で構いません。畳コーナーが子ども用であれば、含めてください。おはなし室があれば含めてください。コーナーとして書架を置いている場合は、書架の置いてある場所のおおよその面積をお答えください。

＜ご質問＞

　児童室の面積の小数点以下が表示されないのですが？「回答の手引き」では、小数点以下2位以下四捨五入する、となっていますが？

＜お答え＞

小数点以下を入力されても表示上は、四捨五入し小数点以下は表示されませんが、数式バーには、小数点以下も表示され、なおかつ、集計では、小数点以下も含めて計算されるようになっています。

＜ご質問＞

（市区町村調査）「12－１－４　学齢前～小学生の１回平均参加人数（大人も含む）は」は、1日あたりの平均を計算すると「9.68」人となるのですが、入力しようとすると「算用数字のみ」と表示され、「10」と変換されます。このままでよいでしょうか？

＜お答え＞

　　　上記記載の児童室の面積と同様に「9.68」を入力されると、回答欄には「10」と表示されますが、上の数式バーには、「9.68」と表示され、集計を行うときも、「9.68」の数値を使わせて頂きます。　分かりにくい点があり申し訳ございませんでした。

＜ご質問＞

電子書籍の範囲にオーディオブックは含まれますか？

＜お答え＞

植村八潮・野口武悟・長谷川智信編著『電子図書館・電子書籍サービス調査報告2024』（樹村房　2024）では、電子書籍について音声電子書籍（オーディオブック、リードアロング等）を含む、と位置づけられています。オーディオブックを含めてご記入ください。

＜ご質問＞

電子書籍サービスの設問でタイトル数を記入する欄がありますが、複数館ある自治体ではどう回答すればよいですか？

＜お答え＞

本調査は、各図書館にすべての設問に答えて頂くようなお願いしています。設問により各図書館を集計対象とするより自治体単位で集計する方がよい場合があります。電子書籍の設問も自治体単位で集計する方がよいと考えています。集計の処理段階で対応する予定です。

＜ご質問＞

（市区町村調査）「設問18　学校及び学校図書館の支援」で、中央図書館が行い、分館では行っていない場合、どのような書き方をすればよいでしょうか？

＜お答え＞

　　　中央館、分館に関わらず、学校及び学校図書館の支援を行っているかどうか、各館でお答えください。

＜ご質問＞

（市区町村調査）質問１４、１８、１９で質問されている図書館招待と見学の違いはなんでしょうか？

＜お答え＞

「設問14-1-1　図書館見学・招待（おはなし会、利用案内など）を行いましたか。」は、図書館利用に障害がある子どもたちの受け入れについての質問です。先方からの依頼か、図書館側からの働きかけかでの区別はありません。図書館利用に障害がある子どもたちが図書館にくるかどうかです。子どもたちの受け入れ事業についての名称は、自治体によって様々なようです。具体的に「図書館見学」「図書館招待」等の名称を用いている事例が多いようですので、ここでは「図書館見学・招待」と並記しました。

* 図書館運営には、各地でいろいろな方法がとられています。そのため、調査票にうまく当てはまらない場合があると思います。問い合わせください。

問い合わせ・回答先

　　日本図書館協会　児童青少年委員会調査担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス：chosa2025\_j@jla.or.jp